

準備できてますか！年末調整の時期です。

●給与の支払いを受けている皆さん (給与所得者)

毎月の給与から天引きされた一年間(1月～12月)の所得税の過不足を精算する手続きが年末調整です。

給与より天引きされた所得税の総額が、扶養親族の異動、給与額の変動、生命保険料・地震保険料などの控除を年末調整で行なうなどの理由から徴収された所得税と必ずしも一致しません。

このため、年間の給与総額が確定する年末に、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し、その年の税額の過不足を調整することで、大部分の給与所得者は確定申告をする必要がなくなります。

●事業主の皆さん (給与支払者)

給与支払報告書【給報】は 1月31日まで！

給与支払者は、支払いを受ける人(給与受給者)の居住する市町村に、一年間に支払

った給与等の明細【給報】を提出する義務があります。

この【給報】は、住民税の課税や、諸証明発行の資料となるものですので、全ての受給者(退職者・アルバイトも含む)について作成し、必ず期限内に提出してください。

■提出期限

平成25年1月31日(木)

■提出先

平成25年1月1日現在に給与受給者が居住する市町村

■次を必ず記載ください

①受給者の平成25年1月1日現在での住民登録地または居所(居所を記載した場合は、摘要欄に住民登録地を記入)

②受給者の氏名には、正確なフリガナを記載(外国人の場合は外国人登録をした氏名)

③受給者の生年月日を記載

④摘要欄には、住宅借入金等特別控除の可能額と居住開始年月日、国民年金保険料等の金額、扶養親族の氏名と続柄(別居者は住所も)、前職の合算処理などの事項を必ず記載

個人住民税 (市・県民税)の 特別徴収が便利です



個人住民税の特別徴収とは？

事業主が国の所得税と同様に特別徴収の義務者として、従業員(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を毎月徴収し、従業員の住所地の市町村に納入する制度です。

地方税法や市の条例により、給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収により納めていただくことになっていきます。

手続き方法は？(下表を参照)

手順①

給与支払報告書【給報】に「特別徴収希望」と記し平成25年1月31日までに提出してください。(作成方法は、国税庁作成冊子「年末調整のしかた」を参照)

手順②・③

平成25年5月31日までに市から、『事業所あて通知書及

び納付書』並びに『従業員あて通知書』を送付します。

手順④・⑤

特別徴収税額の合計額の12ヶ月分の1の金額を、6月から翌年5月までに毎月支払の給与から徴収し、徴収した月の翌月10日までに市へ納入(送付した納付書を使用)します。

市町村

- ① 給与支払報告書の提出 (1月31日まで)
- ② 特別徴収税額の通知 (5月31日まで)
- ⑤ 税額の納入 (翌月10日まで)

事業所 (給与支払者 特別徴収義務者)

- ③ 特別徴収税額の通知
- ④ 税額の徴収 (6月から翌年5月までの給与支払日)

従業員 (給与所得者・納税義務者)

特別徴収のメリットは？

- 従業員が納税のため金融機関に出向く手間が省ける。
- 給与から直接徴収のため個人の納税忘れによる延滞金を徴収されるなどの事態を避けられる。
- 従業員にとって年4回納付の普通徴収は負担感がありますが、特別徴収は年12回となるため1回の負担が軽くなります。

■お問い合わせ

税務課市民税担当
(内線1533～155)

今月の納税

税目	納期限(口座振替日)
国定資産税	第3期
国民健康保険料	第6期
介護保険料	第5期
後期高齢者医療保険料	第6期

12月25日(火)

◆今月の夜間納税相談・収納窓口
12月7日(金)・21日(金) 18時～20時

◆今月の休日納税相談・収納窓口
12月8日(土)・22日(土) 9時～12時

※来庁の際は、市役所西側出入り口をご利用ください。

■お問い合わせ 収納課徴収・管理担当 (内線1633～166)

■登録手続き先一覧

車両種別	手続先・電話番号
普通自動車	山梨陸運支局 ☎ 050-5540-2039
バイク(250cc超)	
軽自動車	軽自動車協会 ☎ 055-262-7548
バイク(125cc超～250cc)	
農耕車(トラクター等)	韮崎市役所 ☎ 22-1111 (内線153～155)
原動機付自転車(50cc～125cc)	

■自動車には下記のような税金がかかっています

購入時	保有時	使用时
自動車取得税(県税)	自動車税(県税)	【ガソリン消費】 ・揮発油税(国税) ・地方道路税(国税)
消費税と地方消費税	軽自動車税(市税)	
	自動車重量税(国税)	【軽油消費】 ・軽油取引税(県税)

忘れていませんか?
自動車(バイク・農耕車)の
登録手続きは確実に!



- ①亡くなったとき
 - ②氏名や住所が変わったとき
 - ③自動車を廃車したとき
 - ④売買などで所有者が変わったとき
- ①～④の登録手続きをおこなうと、下取りに出した自動車や廃車した自動車(バイク・農耕車)の納税通知書が届いたり、納税通知書が届かないなどのトラブルの原因につながります。
- 課税状況のお問い合わせ
*普通自動車
*県総合県税事務所

- ・本人、保護者の住所が市内にある大学生、短大生及び各種専門学校に在学中または進学する方
- ・学業、人物が優れ、かつ健康な方
- ・学資の支弁が困難である方

■次の資格要件の全てを満たす方

市では、大学や短大、各種専門学校に進学を希望している方を対象に、育英奨学金制度を行っています。

大学・専門学校に
就学が困難な方

■お問い合せ・お申し込み
教育課学校教育担当(内線263・264)

- 貸付額等 年額24万円
- 貸付期間 決定時から在学する学校の最短修業年限まで
- 奨学金の返還 10年以内返済無利子
- 申込書類
- 窓口配布開始 平成25年1月7日(月)
- 配布場所 教育課学校教育担当窓口
又は市ホームページ
- 申込期間 平成25年1月7日(月)～3月4日(月)

平成23年度までに81名の方が利用しました。
平成6年に若宮二丁目在住の渡邊勇三さん(故人・元進学塾渡辺の門経営)から、市に寄付された七千万円を原資として「韮崎市育英奨学金」が設立され、この制度をたくさんの方が活用しました。

債却資産の申告は
1月31日までに

- ☎ 055-262-1466
 - ☎ 055-263-1242
 - ☎ 055-263-1242
 - ☎ 22-1111
 - ☎ 22-1111
 - (内線153～155)
 - ☎ 22-8479
- 償却資産とは?
会社や個人で事業をしている方が、その事業のために用

- いる機械・器具・備品などの有形資産のことをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。
- ※資産の増減にかかわらず、必ず申告が必要です。
- 対象となる資産 平成25年1月1日現在で所有する償却資産
- ◇構築物 (広告塔・舗装路面・水槽・煙突など)

- ◇機械および装置 (製造設備など)
- ◇車両および運搬具 (フォークリフトなど)
- ※自動車税、軽自動車税の課税対象は除く
- ◇工具・器具・備品 (事務機器・各種工具など)
- 申告期限 平成25年1月31日(木)
- お問い合わせ・申告先 税務課固定資産税担当 (内線156～158)